

※ この明細書は、令和5年1月1日現在で固定資産税課税台帳に記載された事項を表示しています。

見本

399-0292 (富里)
富士見町落合10777番地
富士見アパート 101号室
相続代表者 富士見 花子
富士見 太郎

納税義務者の郵便番号・行政区・住所・氏名を表しています(相続登記が行われていない名義のものには相続代表者等の印字がされます)

資産区分(土地/家屋)の別を表しています。なお、償却資産の明細は表示されません

令和5年 4月 7日
長野県諏訪郡富士見町長 名取 重浩

通知書番号(課税内容等のお問い合わせの際はこちらの番号をお伝えください)/世帯コード/行政区コードを表しています

Table with columns for document number, asset type (land, house, etc.), and tax amounts. Includes a section for '口座振替' (Direct Debit) with bank and account information.

Main table showing tax details for land and houses. Columns include location, area, valuation, and tax amounts. Includes a section for '以下余白' (Below blank) with summary statistics.

Summary table showing total tax amounts and breakdowns. Includes a section for '用語説明' (Terms and conditions) explaining the calculation of tax standard amounts and special measures for residential land.

※ 『固定資産税課税明細書』の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。
「固定相当税額」の合計と「年税額」とは、端数処理等により一致しません。

所有する固定資産に変更があった方へ

○富士見町内に固定資産をお持ちの方で、土地の利用状況が昨年と変更になった場合、登記されていない建物等を売買・相続・贈与あるいは取り壊した場合、別荘をセカンドハウスとして利用又は住民票を町内に異動し住宅として利用を始めた場合などがある方は、必ず申告書・届出書のご提出をお願いいたします。

課税明細書に以下のような場合がございます

- 課税明細書に身に覚えのない資産が記載されている場合
○土地の所在地番、地目、地積などに誤りがあると思われる場合
○家屋の所在地番、家屋番号、現況種類、構造などに誤りがあると思われる場合

固定資産税に関する各種お問合せ

〒399-0292
長野県諏訪郡富士見町落合10777番地
富士見町 財務課 資産税係
TEL: 0266(62)9124 (直通)
FAX: 0266(62)4481
e-mail: zaimu@town.fujimi.lg.jp
富士見町ホームページ: https://www.town.fujimi.lg.jp/

◀ 固定資産税を納付書でお支払いになる方へ ▶ ※二重納付にご注意ください!

○2種類の納付書を同封しています。

1、金融機関・コンビニエンスストア用 ⇒ 緑字のもの

2、ゆうちょ銀行用(郵便局用) ⇒ 赤字のもの

※各期いずれか一つの納付書にて納付をお願いします。年税額が4,000円未満の場合は、第1期のみの納付になります。

○納付書は、以下の金融機関等でご利用できます。

・富士見町役場会計室、八十二銀行、諏訪信用金庫、信州諏訪農業協同組合 ⇒ 金融機関・コンビニエンスストア用

・ゆうちょ銀行(郵便局) ⇒ ゆうちょ銀行用(郵便局用)

・コンビニエンスストア(納付書の裏面に掲載されている提携店のみ) ⇒ 金融機関・コンビニエンスストア用

・全国の地方統一QRコード対応金融機関 ⇒ 金融機関・コンビニエンスストア用

◎全期一括納付をご希望される方は、第1期から第4期分の納付書を上記金融機関等へお持ちいただき、納付をお願いします。

*三井住友銀行の窓口納付につきましては、令和4年4月1日から手数料が自己負担となっております。

○以下の提携スマホ決済サービスもご利用できます。ただし、各期の税額が30万円以下の納付に限ります。

・PayPay、LINE Pay ⇒ 金融機関・コンビニエンスストア用に記載されているバーコード

※スマホ決済サービスをご利用の場合は領収書が発行されません。

◀ 便利で確実な口座振替のご案内 ▶

○町では、以下の金融機関において口座振替がご利用できます。

・八十二銀行、諏訪信用金庫、信州諏訪農業協同組合、三井住友銀行、ゆうちょ銀行

○申込方法

・財務課収納係または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申込みください。

・郵送により「口座振替依頼書」をお送りしますので、お問合せください。

○お問合せ先

富士見町 財務課 収納係

電話 0266-62-9123 (直通)

e-mail : zaimu@town.fujimi.lg.jp

『家屋の利用状況に関する申告書』
の提出について

○住宅をセカンドハウスとして利用された方は、必ず申告書・添付書類のご提出をお願いいたします。

セカンドハウスとは、住宅の1つであり、特定の人が年間を通じ、継続して毎月1泊2日以上居住する家屋をいいます。

令和5年分(令和6年1月末提出期限)の申請書のご提出からは、12ヶ月分の領収書(写し可)の添付が必要となりますので、領収書等の保管をお願いします。

所有者不明土地解消のため
不動産に関するルールが変わります

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- ① 不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請することが義務化されます。
- ② 今のうちから、相続登記をしましょう。
- ③ 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう。
- ④ 司法書士など相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください。

詳しくは法務省のホームページ等をご覧ください。
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)



所有者不明土地

🔍 検索